

○議長（堀内春美さん）

続いて通告5番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行なっていきたいと思います。前回、6月議会において、私は大法師公園の再開発計画と言われるP a r k - P F I構想について、一度質問させていただきました。そこでは、大枠的なことは理解できたのですが、やはりこの制度というのは、非常に新しい制度であり、また、自治体においても、これを導入するということはかなり少ない。また、慎重であろうということに鑑みまして、再度この構想を実現するに当たって、再度慎重な取組みを町に求めたいということをお願いしながら、質問させていただきたいと思います。

1つ目としましては、国が示している事業者公募、選定、許可のの流れに沿って、具体的にどのように計画を進めてきたのかということをお伺いしたいと思っています。国では、これはホームページにも載っているのですが、新しい制度なので、手順というものが事細かに決めております。この手順に沿って、どのような形で、これまで行政は取り組んできたのか、改めてその辺の流れについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。平成29年に都市公園法が改正され、民間事業者による公園施設の設置や管理を公募により選定することができる「公募設置管理制度（P a r k - P F I）」が新たに制定されました。

これにより、町では大法師公園を都市公園としての質と利便性の向上を図るため、この制度を導入することとし、令和元年7月に大法師公園便益施設等設置事業公募者選定委員会を設置しました。

事業者選定につきましては、令和元年11月に事業者を公募するため、大法師公園便益施設等設置事業公募設置等指針を策定し、公表するとともに、公募設置等指針等説明会を開催し、同年12月に、公募設置等計画の公募を開始したところ、1者の申し込みがありました。

令和2年1月に、公募設置等計画に関するプレゼンテーションを行い、公募者選定委員会の審査を経て、同年2月に公募設置予定者を選定し、同年3月に公募設置等計画の認定を行い、公示したところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

全体の流れは、前回もお聞きしているので承知しているところですが、このP a r k－P F I導入に当たっては、国のほうでは、大きくステップ1からステップ6という区分けをして、さらにそれを12段階に分けて、慎重に行ってくださいと。ここで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、この検討していよいよ公募していこうというときに、まず行政あるいは応募しようというか、そういった事業をやってみたいという事業者との意見交換会をやりながら、一般的な流れでいけば、色々とその設定基準を決めていこうという流れなのですから、そういったことというのは、前提にやられたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。事業者に対しましては、意見交換を実施しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いま、意見交換を行いということなのですから、その大まかな内容とはどんな内容だったのか教えていただければありがたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○財務課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えします。内容としましては、大法師公園の魅力とか活用ができるかなどのお話し合いになっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

例えば、大法師公園というのは、すでに皆さんご承知のとおり、桜の景勝地として有名です。何年か前には、殿原公園とを桜回廊で結んでいこうという構想もでき上がり、実際、事業も途中までやってあると。最近ちょっと確認しましたら、もう数年も経っているのですけれども中途半端な形で事業が終わっているわけですから、この公園管理というのは、いわば、この景勝地である大法師山を維持管理して、山全体をやるというのが本来の趣旨なのだろうと私は思っています。そうなれば、例えば園内にある歩道あるいは通路をどうしていくのか。あるいは、大法師山に登ってくる一般道からの道はどうしていくのか。あるいは、下る道はどうするのか。こういったことについての、行政とそういった人たちと

の意見交換等というのは行われたのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。大法師公園は、殿原スポーツ公園それらを結ぶ桜回廊並びに周辺一帯を桜の名所として考えております。Park-PFI導入により、民間事業者の活力を活かし、広範囲な桜の植樹、保全対策につなげていきたいと考えていることから、その旨の話し合いをしておりました、以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君

○9番議員（齊藤欽也君）

それともう1点、この公募する前提である、色々な業者との大枠的な調整や意見交換と同時に、計画で見れば、センターハウス、テニスコート、野球場を駐車場にしてしまうということであれば、教育委員会とかあるいは道路をどうしていくのだろうというときには、道路部門の部署とか、あるいは水道、下水道はどうするのだと、役場庁内で色々な部署に渡って、広く関わってくるのだろうと思います。であるならば、これを公募していこうというときには、そういうところも含めて、事前の調整がなされなければならないのだろうと思いますけれども、その点は、庁内における調整というのは、どの程度やられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。国で新たに定めた制度であることから、都市整備課で検討いたしました。今後、事業が具体化してきた段階で、それぞれ関係する課と協議して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

その話はあとにも出てきますけれども、具体化してからということでは、少し遅いのではないかなと、基本協定を結べば事業がスタートするという段階までできていて、基本協定はまだ結ばれていないという話は前回お伺いしてありますけれども、基本協定を結ぶ前には、少なくとも町としてどういうことを対策しておかなくてはいけない、どういうことを念頭にしておかなければいけないというのは、事業が始まってから考えるという発想は、ちょっといかがなものかなと思いますけれども、

ども、もう1点いまのところに関わりますけれども、例えばソフトボール場あるいはテニスコート、センターハウスを潰すとなると、当然利用者は困るわけですが、その辺についての代替案的なことがもちろん考えていらっしゃるのだらうと思いますけれど、どうなっているでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。ただいまの施設につきましては、代替施設等を考えているわけですが、今後、提案の中で再度具体的に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

わかりました、これも事業が進んでからわかるということですね。

それでは2つ目の質問に移っていきたいと思います。大法師公園にP a r k - P F Iを導入するとした根拠についてお伺いしたい。というのは、当然導入すると決めたからには、町にとってのメリットが非常に大きいということが前提だろうと思いますので、その点についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。P a r k - P F Iは、公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定し、公園に民間の優良な投資を誘導することで、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質や利便性を向上させることを目的としております。

町では、この制度を導入することにより、民間事業者の資金や収益により公園施設の整備・維持管理が図られ、町の財政負担が軽減されるほか、民間事業者の視点や創意工夫を取入れることで、大法師公園の魅力向上が図られ、町の活性化にもつながると考えたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

収益で維持管理費が出るということが大前提だということなのですが、ちなみに、この公園の維持管理というのは年間どの程度掛かっているのか、わかれば教えてください。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。令和3年度は、約300万円であります。  
以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

300万ということですが、業者なら、そのくらいの収益は当然上げる見込みを持っているのだろーと思いたすけれども、実は前回気が付かなかったのだけれども、今回のいわゆる公園管理というのは山全体ではなく、いわゆる図面に示されていた特定公園部分というところだけなのかどうか、ちょっとそこを確認したいと思いたす。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。ご質問のとおり、図面に示された赤い部分、特定公園部分まででございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

前回、私は大ざっぱな質問をしたので、Park-PFIということなので大法師山全体、あそこは民有地もたくさん入り組んでいる場所ですけれども、いわゆる私たちが桜を見て歩く、あるいは斜面、ああいうところは全てひっくるめて管理されるということではないということなのですよ。ちょっとそこだけ改めてもう1回お聞きします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。ただいまご質問をいただいたとおりの、大法師公園の園内部分になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、3つ目の質問をしたいと思いたす。3つ目にPark-PFIを導入するとしたときに定めただろーと思いたすのだけれども、実施条件等の指針

の内容というのは、具体的にどうなったのか、主な部分で結構です。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答へします。P a r k－P F Iの実施に当たっては、公園管理者は都市公園法第5条の2に基づき、公募設置等指針を定めることとなっております。この公募設置等指針に定めるべき事項は、法第5条の2第2項第1号から第10号に規定されております。

このことから、P a r k－P F Iを導入する大法師公園について、実施条件等を定めた指針の柱としては、法に基づき「事業の概要」のほか「公募対象公園施設等の設置等に係る事項」、「公募の実施に関する事項等」、「公募の手続きに関する事項等」の項目内容であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いま公園法を出されながらお話しされたのですけれども、もうちょっとわかりやすく、具体的にはどういうことなのかをちょっとお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答へします。まず、事業の概要としましては、費用負担及び役割分担等であります。公募対象公園施設等の設置等に係る事項では、公募対象施設の種類や場所、また、特定公園の便益に関する事項、便益増進施設の設置に関する事項になります。また、公募の実施に関する事項としましては、公募への参加資格、設置または管理の強化、事業破綻時の措置などになっています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

わかりました。それでは4つ目に移りたいと思ひます。

公募認定に当たって、応募者1者のみということでしたが、認定事業者の出されている事業費あるいは収支計画、そういったことについてお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。認定計画提出者の提案事業の事業費・収支計画につきましては、事業費が約10億円で20年間をかけて行う計画となっております。

事業内容につきましては、公募対象公園施設では、温泉施設を中心として飲食や農業体験イベント等のサービス提供を、また、特定公園施設では、駐車場、園路広場等の整備を行う計画となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

事業者が提出した収支計画、これは概要だということだろうと思いますけれども、事業者からしても、およそ10億円かけて、この収益は20年間で回収すると、もちろん回収するのもそうですけれども、その収益の悪化が、いわゆる赤い部分については、私たちが管理します。要するにいまの話でいけば、その他についてはこれまでどおり町がやるということだろうと思うのですけれども、温泉施設がメインだということなのですけど、そうであると、温泉というのをどこかに掘るわけです。お金も結構かかるのだろうし、当たりはずれもあるということは、その点についての話し合い、あるいは両者での話し合いはどのような感じになっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。温泉につきましては、あくまでも認定計画提出者からの提案でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

認定事業者からのあくまでも提案ということは、未確定ということですか。やるかやらないかは、温泉施設を掘るということは、はっきりしていないということですか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問に答えます。温泉につきましては、計画提出者からの提案でありますので、実施していく提案となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

実は、長澤で、今のまほらの湯のときに、約1000m掘ったのだけれども、1億円かけて1000m掘ったけども、その段階でも温泉が出なくて大騒ぎしたこともあるのです。地元でも、後に100m、約1000万という金額で、結局1300m、3000万円くらい追加して、当たったからよかった。みんなで胸をなでおろしたという、非常に苦い体験があるわけですが、これは業者がやることです。それは私たちがとやかく言うことではないかもしれないけれども、そうは言っても大法師山が例えば1000m掘るとすれば、1億円かかると。温泉が出なければアウトという話だろうと思います。そのときはどうするんだみたいな話なんかはされたのか、あればお伺いしておきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。温泉掘削につきましては、提案事業でありますので、今後調査して実施、進めていくことになると考えております。温泉施設とは別の施設に変更する等の代替案があれば、変更内容を公園管理者である町と協議を行うということになっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一般的に、町の所有する公園を貸し出して、そこで例えば喫茶室とか、食堂みたいなことを運営して、公園に来た人たちが憩いの場としてそこを利用すると。その収益を、その公園の維持・管理に充てるというのは、調べるといくつかあるようです。ただ、今回のような温泉を掘ってやろうというのは、見た限りではかなりお金もかけた大規模な事業だと思うのです。当然これはPark-PFIですから、延長することがあったとしても20年、基本的な考え方としては、施設をそのまま町に先に寄附してしまうのか、あるいは、そうでなければ自分たちが最終的には解体して、元の公園にして返すのです。ほかの町の事例を見ますと、そんなに大きなものは建てないで、20年くらいの契約でということだそうなんですけれども、かなり業者も思い切っているなど正直思います。ですから、かなり煮詰めた形でやっていかなければならないだろうと危惧するところでもあります。

それでは、5つ目の質問に移りたいと思います。この計画というのは、町にとっても、あるいは事業者にとっても、お互いメリットがあるということで始められ、進められてきたのだと思います。しかしながら、コロナがあったというふうな事情のようですけれども、本来なら令和2年4月に基本協定を締結するとなって

いたのが伸び伸びとなってきたということなのですから、これだけの大きな規模の事業ですから、もう始めるなら始めてもよいのではないですか。要するに、温泉を掘る、建物を造る、テニスコートやグラウンドを潰したり、センターハウスを潰したり、駐車場を造るといったのならば、1年ではなく、2年3年かかるような計画だと思うので、お互いが了解するのであれば、これは早急に町にとってメリットがあるというご判断で進めるべきだと思うのですが、その場合、基本協定を結んでいく場合、町民に対しての公表とか、あるいは公園利用者への説明とか、そういったこともやらなくてはいけないと思うのです。また、進めていくには色々なことも町としては配慮する必要がある。その点について、どのような考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。本来であれば、公募設置等計画の認定後、速やかに協議を開始し、基本協定を締結することが望ましいところであります。こうした中、認定直後に、世界的に猛威をふるう新型コロナウイルスの影響により進んでいない状況でありました。

今後、速やかに基本協定の締結に向けて認定計画提出者と協議を進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

基本協定を今から結ぶということですが、大法師公園のいわゆる赤い特定部分以外の桜の管理というのを、今から入れるということではできないのでしょうか。その件について、要は私たちにとっては、あの上の部分というのは正直、知っている方が、会計年度任用職員という形での草刈りをやっていますけれども、あそこだけを任せるのではなく、もっと広くやってもらえば町としてより大きなメリットがあるわけですが、その点はどうしていかれるのか、新しく赤い部分以外を加えることができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。今回協定の範囲につきましては、大法師公園の公園内ということに決まっておりますが、今後の協定に向けた協議の中で、その辺を含めた話し合いはしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

結ぶのであれば、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

6つ目に移りたいと思います。基本協定締結に当たっての検討すべき内容・項目ということについてなのですが、当然基本協定になると、財産的な話だとか、施設もどれだけかかるのか、あるいは具体的に基本協定で結ばれていると言われている道路部分、例えば遊歩道としての管理を徹底するのか、あるいは、管理者程度の車の出入りは良いのか。もちろん、特定部分となれば相当な台数が停まる駐車場になるようですから、マイクロバスが5台くらい入る計画のようですけれども、途中でのすれ違いはどうするのだとかいうことも含めて、あるいは道を拡張するのか、しないのかということも含めてやっていかなくてはいけないのだらうと思います。そして、特に協定を結ぶときに重要なことは、やはり10億円という資金ということは、かなり大きな会社でないと、そう簡単に工面できるような金額ではないと思うのです。途中で資金繰りが出なかったということがあっても困るわけですから、その点について、町として基本協定締結するに当たって、注意事項というのを具体的に決められているのだらうと思いますので、その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。基本協定の締結には、内容について両者で十分な協議検討をする必要があります。検討すべき内容としましては、大法師公園における公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営事業の実施に関する権利義務等必要な事項であります。

また、項目につきましては、公園施設の設計・整備や費用負担、管理運営についてなどであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いま費用負担の話が出たのですけれども、公募するときに、基本的にはここと、ここと、ここはこうだよと。こちら側は町だよというような話をされているのであれば、そこはもう決まったというふうに理解してよろしいですか。その点をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。現時点では、提案の段階でありますので、その辺は、これから詳細に協議を進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

先ほどから、詰めていく内容が、ちょっと遅いのではないですかということを感じて言葉に出していきますけれども、もう基本協定というのは、極端な話だとハンコを押す段階まできているというふうに私は思うわけです。いまから詰めますという話が、何でそうなってしまっているのか、逆に非常に不安に思うわけですけれども、締結日が2年ぐらい前には決まっていて、先ほどからお話を伺っていただければ、今から内容を協議するという話で、それはもちろん締結するときには、更に更にお互いにとって不利益がないように、あるいは途中でトラブルが起きないようにやる必要はあるのだろうけれども、そうは言っても、ある程度の内容というのがこうバツと出るくらいでないと、この計画はどういうことになっているのか、だれが責任持つのかという不安すら私は思いますけれども、その点についてお答えできるのであればお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども答弁したとおり、これは現在、計画提出者からの提案の段階でありますので、詳細につきましては、まだ協議してないところがございます。今後、それを踏まえた連絡調整会議を開きながら進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ぜひ、いまの最後の言葉が欲しかったのです。これから、その何かあいまいにきたけれども、ここで1歩踏みとどまってやっ払いこうという、それを言葉で表したのだろうと理解します。この件については最後にしますけれども、ちょうど20分経ったので最後にしますけれども、いずれにしても、この計画というのは、やるとしたら失敗は困る。業者が実際にうまくいかないという見込みになったときに、それを担保するようなことも、ちゃんと町としては契約項目にいれなくてはいけないのだろうと思うし、そういうことで、仮に業者が、やろうと思ったけれども、実は2年ぐらい経ったけれども色々協議をしてみたら、かなり大変だということであれば、それはそれとして、いずれにしても前に進んでいるのかどうかということ、早い段階で決めてもらわないと、今後の桜回廊の話もあります。

私が気になっているのは、弓道場、あるいはその隣りは民間の廃屋になった施設があったりしますけれども、あの辺を今後どうしていくのかも含めて、町としては、あそこを大きな景勝地として活かしていくのであれば、考えなくてはならない。単に民間業者に任せるだけではなくて、考えておかななくてはいけない。そういうこともありますので、慎重な進め方をしてもらいたい。

最後に町長にこの点について、町長としてこれはこうやっていこうよというおおまかな指針でいいですけども、あるいは、具体的なものも含めて考えがあれば、お伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。P a r k－P F I方式という形で、民間の力を借りて、そして地域の公園、もしくは、町所有の様々な施設を活性化していく。これについては、積極的に進めていきたいなというふうな思いでございます。しかしながら一方で、議員ご指摘のとおり、計画のほうが少しでも不安な部分があったりとか、見えない部分があったらいけない。まさにこれは慎重に議論して、皆が納得したうえで進めていかなければいけないというところでございます。見切り発車というような形で進んでしまったときの心配、もしくは民間事業者の方向転換という部分の懸念という部分もあります。しっかりとそこを当然、我々執行部側もしっかりとチェックしますし、また議会の皆さん、町民、地域の皆さんにもしっかりと透明性を持って、皆さんと合意形成を含めたうえで進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ぜひともこの件は、ある程度進んだときには議会にもしっかりと報告をいただきたいし、また、議会も当然、条例改正や色々な面での議決権が多分これには関わってくるのだと思うので、慎重な判断も必要になります。その都度の報告をぜひお願いして、この件は終わりにしたいとします。続きまして・・・

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

---

再開 午後 2時 7分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、2つ目の大きな質問に移りたいと思います。今後の町立保育所のあり方について、前回、6月議会開会の少し前に、子育て支援課のほうから第2保育所を閉所するという方針が知らされました。聞くところによると、その前にも一度議員には説明をしたということでして、私が議員になったのが4月でしたから、初めてそこで知って、やはり地元長澤の保育園のことなので、非常に衝撃を受けたというのが最初の感想です。これはどういうものだと、この件については、色々な話を伺いながらきたわけですが、この件については町のほうでも、区長会で1度説明会をされたという経緯がありますけれども、この第2保育所の閉所に至る経緯について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

少子化の進行により、町立保育所の園児数も年々減少しております。すべての園で定員割れの状態となっております。特に第2保育所は、現在園児数が23名と少なく、就学までに経験することが望ましいとする集団保育も難しくなっております。一方で、3歳未満児の保育需要が高まり、町立保育所全体でも、年度途中では待機が発生している状況ですが、3歳未満児は、保育士1人に対し児童の定員が3～6人と少ないため、保育士の確保が追いつかない状況にあります。

こうしたことから、町では、令和2年度から保育所のあり方を検討して行く中で、集団保育の確保、未満児の待機児童の解消の課題を解決するため、園児が減少している第2保育所を閉所し、町立保育所を再編する検討に至ったところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。色々と資料を調べていくと、実は長澤区、第1保育所が長澤に近いということもありまして、必ずしも園児の通園範囲というわけではないですけれども、一応、長澤という地域で言いますと60人を超える園児がいっぱいいます。現状は20数名ということなのですけれども、このことについて、町はどのようにお考えたのか、あるいはどのような調査をされたのかを含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。子育て支援課で調査いたしましたところ、長澤地区で保育所サービスを利用している園児は62名。その内、第2保育所を利用している園児は11名と少ない状況でありました。そうしたことから、その理由を分析するために、今般、アンケート調査を行なったところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、2つ目の質問です。いまのアンケート調査とも関わることだと思いますけれども、なぜ60数名もいるのに、11名しか行かないのか。これは前回区会で当局が説明されたときにも、たぶん区会の人たちからも出された質問だと思うのですが、そういう原因をもっと調査してほしいということで、調査されたということは、もちろん報告書をいただいたので承知してはいますが、改めてその内容と、入園希望者減少の要因ということについてお答え願います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。少子化の進行に伴い、町立保育所の園児数も年々減少しており、特に第2保育所においては、最も少ない状況です。こうしたことから、第2保育所の運営を検討していく中で、第2保育所の近隣に住む園児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。その中で、第1保育所と中央保育所を利用している園児の保護者が、第2保育所の入所を希望しなかった理由で1番多かった回答が、場所がわかりにくく、道が狭いこと、次に、職場と反対方向にあることが挙げられました。また、0歳児保育を実施していないことや、園児数が少ないことも挙げられました。

このようなことから、車社会である現在では、保護者の送迎に都合がよい保育所が選ばれる傾向にあり、第2保育所の立地は送迎に不便であることが園児の減少に影響していると考えられます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。ここに、いただいた資料を持っています。これを見て、正直子育て支援課が事細かくアンケートを取ってくれたなと思っています。このアンケートの取り方は非常に良い、今後町で何か取る機会があれば、このやり方

が参考になるだろうと、頑張られたということは評価いたします。それで、いま言われた保護者の勤め先の関係で、あえて近くて便利なほうを選んだということは、私も承知しています。昨日もテニス関係者とお会いして、このような話をしていましたら、その人は本当に第2保育所に近いところなのですけど、家も建ったけども、閉所になるという話も聞いたから、いまは竜王にある保育園に通わせているのだけれども、小学校まではそこへ行かせようという判断をされたというお話を伺っています。ですから、そういうのが大きいというのもわかる。ただ、地元の議員として20年近く関わった身からすると、実はこの第二保育所が、道路が狭いよということで、何回も何回も時の町長に陳情してきたのです。地元も陳情したけども、土地利用の問題とか、あるいは色々な関係で実現しなくて、結果的に今言われたように、交通の便が不便だということで今日に至った。これはやむを得ない。では、今から道を拡げれば来るのではないかといったって、果たしてそれも、なかなか正直保護者が保育園を選ぶ時代ですから難しいのだろうなということを感じています。ですから、今回アンケートを取っていただいて、今度15日に説明会があります。そこで、地域の人がどれだけ納得してくれるのか分かりませんが、かなり難しい局面だということも私も理解します。ただ、一言聞きたいのですけれども、何で保護者には説明が何回かされた。何で地域が後回しになったのか。やはり子育て、あるいは、通学の問題でもそうなのでしょう、小学校、中学校についてもそうですが、地域で子どもを育ててください。皆さんで子どもを見守ってくださいと言って、行政はお願いしているわけです。ところが、こういうことになったら、保護者が先で地域は後回しになってしまう。保護者の中では、もう諦め顔だし、別に車でやっているのだから、それはそれも仕方ないという声が当然圧倒的に多かったように伺っていますけども、やはり地域というのは、そういう協力もまだしてもらっているわけですから、その点が遅くなったというのは何かあるのか、あるいは単にうっかりしたのか、ちょっとその辺についてお伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。保育所の再編を検討する中で、まず初めに、保護者の意見が大事だろうということで、第2保育所の保護者の意見をお伺いする機会をつくりました。その中で意見をいただく中で、概ね保護者の同意が得られたということと、あと過去の利用状況からして、第2保育所の園児数が伸びないというような状況もありまして、庁舎内で検討を重ねて参りました。その結果、町の方針として、閉所ということを決めまして、まずは議会に説明したのちに、地域の方に広く周知するという、そういうスケジュールでやって参りま

した。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

齊藤議員、残り3分を切りました。

○9番議員（齊藤欽也君）

保護者と話をすることは良いのです。庁内で検討することも別に悪くない。問題は、議会に話をするというのは普通なのでしょうけど、同時並行的に地域との話だってできないわけではなかったと思う。ですから、これから例えば鰹沢地区に保育所があります。あれだって将来的にはどうなるのかわからない。あるいは中学校の統合の問題。小学校もいずれ統合の問題も出てくる。やはり地域というのも大事に考えていただきたい。そういった手順を間違えると、この間区会で、一部の人が、もう決まったものだろうと。何で今さら話すのだよという、なんかやけっぱちみたいになったような、怒るような声が出るということになるかと思えます。大事なことなので、それは結論を承諾する、しないは別として、踏むべき手順というのは、しっかりしてもらわないと困ると思っています。

では、時間がないですけれども3つ目の質問に移ります。町立保育所再編計画では、第1及び中央保育所への再編が中心となっていますが、第1保育所には、老朽化なんかの問題があります。その点について、当局は今後どうされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。第1保育所の施設は、昭和54年に建築された築43年の建物ですが、平成9年に耐震診断を実施し、耐震基準は満たしております。また、平成14年には大規模修繕を実施しており、保育施設として安全性は確保されております。

しかしながら、水道管や施設の躯体は、建築当時のものを現在も使用しているため、施設内に不具合が生じた場合は、その都度迅速に対応し、安心安全な保育が継続できるよう努めているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

少し早口になります。第1保育所は、今リニアの工事をしていて、非常にリニアの本線が近いところにあります。小さい子にとっては、電磁波の影響が非常に大きいと、長時間さらされることは脳に与える色々な障害等々、あるいは、白血病等々が発生するリスクが高いということが言われていて、今後それを気にする

保護者もいっぱい出てくる可能性もあります。そういうときに、どういう対応をしていくのか、今度増穂地区では保育所が2つになるので、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。リニアの通過によって、第1保育所のすぐ北側をリニアが通過することになりますが、JR東海が公表しております環境影響評価書によりますと、第1保育所の施設の位置で想定される磁界の予測値は0.001ミリテスラであります。この値は、計測できる最小値であり、国際基準のガイドラインが示す基準以下であるため、人体への影響がないとされております。こうしたことから今後も、リニアに関して正確な情報を保護者にお伝えする中で、保護者の不安をなくし、子供が安心して、保育所に通っていただけるよう努めて参りたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

科学的な分析ということではしょけれども、一方では疫学的調査というものによって、色々と実証もされているということも念頭に置いてほしいです。

それでは、最後に、この保育所の閉所の問題は、別の質問ですが、若者定住化政策の一環である子育て支援、あるいは子育て環境の充実という町の大きな方針と整合性について、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町は、合併の年に子育て支援課を設置し、様々な子育て支援事業を実施して参りました。その中で、保育所に関しては、保護者のニーズにあった保育所で、子どもをお預かりし、保護者が安心して働けるよう、サービスの充実に努めて参りました。

しかし、近年は、女性の社会進出と核家族化の進行により、0歳児から2歳児の保育需要が高まり、3歳未満児保育は、本町でも年度途中では入所の待機が発生している状況です。共働き家庭が増えている現代では、子育てをする世帯にとって、希望する時に希望する保育所にすぐ入所できる環境があることは、大変重要なことでもあります。本町は山間地以外であれば、車で概ね5分程度で行けるところに町立保育所があり、利便性は保たれているものと考えております。

こうしたことから、子育て支援のサービスは、子どものより良い成長と保護者

のニーズにあった支援が最優先されるべきであると考え、これまで課題を解決するために保育所の再編を検討し、整合性を図っているところであります。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

15日に説明もあります。また皆さんの意見を聞きながら、この問題は考えていくというふうに継続的にやっていきたいなと思います。どうか、慎重に審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告5番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。